平成２２年（フ）第６７９１号
東京都三鷹市新川４丁目１－５－302
破産者　森崎大八郎
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５号
千葉県松戸市南花島３丁目57番地の２　第１野々下マンション604号
破産者　那須　美雄
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５２１２号
千葉県八千代市米本1359－５－23－102
破産者　田中　俊明（旧姓伊東）
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８０８４号
東京都江戸川区東葛西６丁目１番17号第六カネ長ビル４階
破産者　株式会社北栄
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０１６４号
埼玉県行田市谷郷１丁目15－７
破産者　榊　　清
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０２３１号
東京都墨田区東向島１丁目31番６号
破産者　株式会社明工設備
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０２３２号
東京都墨田区東向島１丁目31－６
破産者　明間　英雄
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２２００号
東京都港区芝浦２丁目14番５号　ユニベル田町ビル
破産者　サイバービーンズ株式会社
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２３７６号
東京都港区新橋４丁目31番３号
破産者　株式会社グローバルスペース
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２３７７号
神奈川県川崎市多摩区栗谷１丁目７－９－302
破産者　菅　　祥護
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３３１１号
岡山県倉敷市児島味野３丁目２－17－701、開始決定時の住所茨城県つくば市小和田564
破産者　中原　信子（旧姓中澤）
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３５６３号
東京都渋谷区幡ヶ谷１丁目１－５　第一岩田ビル303
破産者　青木　英雄
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３９６５号
神奈川県横浜市栄区庄戸３丁目３－15
破産者　三木田正俊
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７号
神奈川県横浜市中区真砂町３丁目33番地　セルテ11Ｆ
破産者　有限会社アニュー
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９０号
東京都台東区浅草１丁目20番４号
破産者　株式会社クレアクレイス
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１１３号
福岡県北九州市小倉北区中井１丁目36－１
破産者　中村　俊之
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８７号
栃木県下都賀郡野木町大字友沼5930番地120
破産者　株式会社ケーアイティ建機
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８８号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林397－13、開始決定時の住所栃木県下都賀郡野木町大字友沼5930－120
破産者　溝上　卓巳
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８４２号
埼玉県和光市白子２丁目１－45－103
破産者　齊田　英隆
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３６８号
東京都新宿区余丁町11－34－11、開始決定時の住所東京都新宿区余丁町11－34－５
破産者　諸石　勝広
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６３１号
東京都台東区竜泉２丁目19番14号　姿ビル、商業登記簿上の本店所在地東京都荒川区南千住６丁目71番10号
破産者　有限会社チヤールズ
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部